

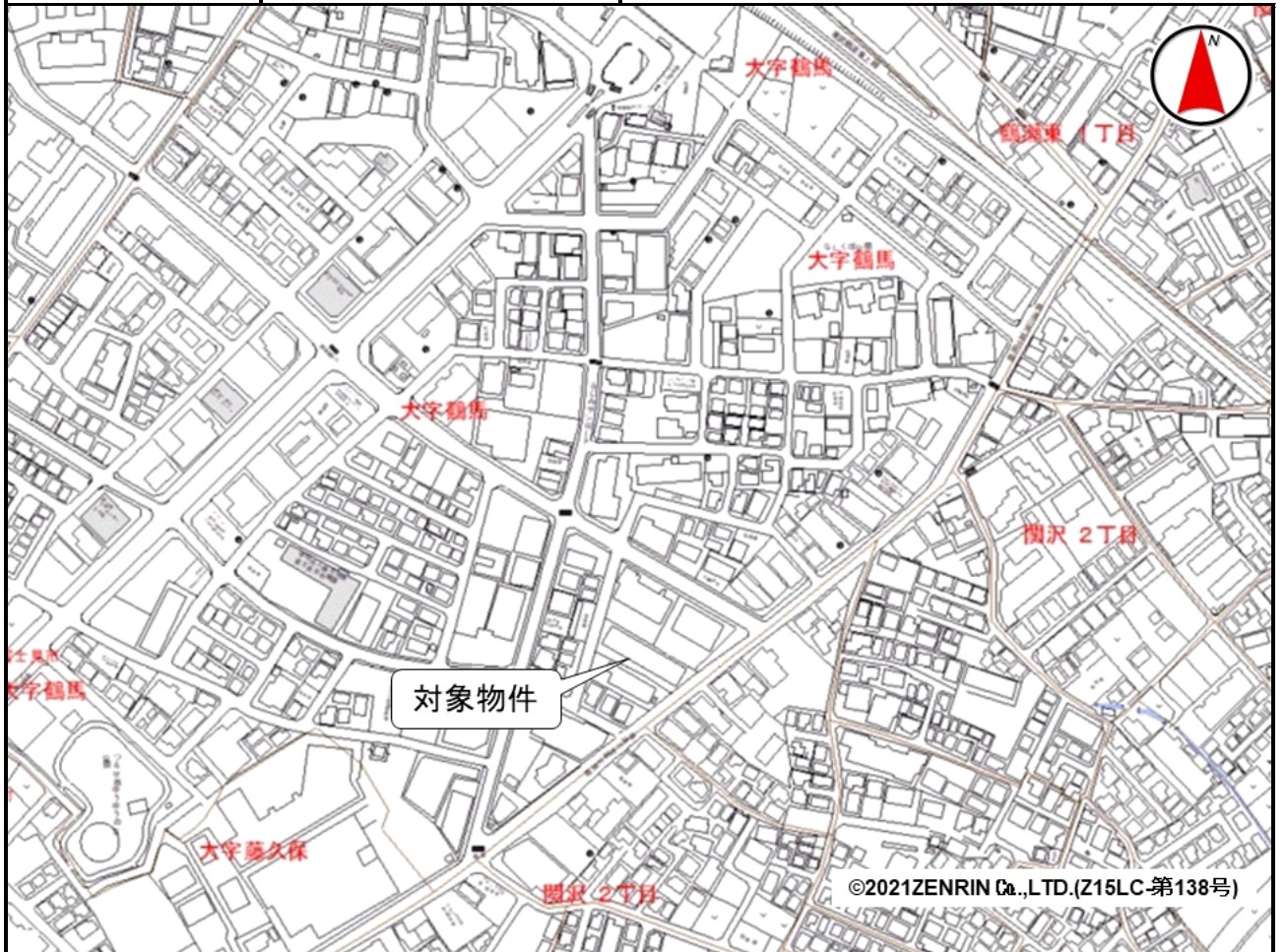
売却区分番号	1608-1		
見積価額	¥2,060,000	公売保証金	¥300,000
財産の表示	<p>1 所在 埼玉県富士見市大字鶴馬（元上南畑分）字下郷 地番 3472番1 地目 宅地 地積 688.00 平方メートル 持分 34分の1</p> <p>2 所在 埼玉県富士見市大字鶴馬（元上南畑分）字下郷 地番 3473番1 地目 宅地 地積 277.00 平方メートル 持分 34分の1</p> <p>3 （一棟の建物の表示） 所在 埼玉県富士見市大字鶴馬（元上南畑分）字下郷 3472番地1、3473番地1 構造 鉄筋コンクリート造陸屋根5階建 床面積 1階 436.10 平方メートル 2階 428.76 平方メートル 3階 428.76 平方メートル 4階 321.57 平方メートル 5階 214.38 平方メートル （専有部分の建物の表示） 家屋番号 大字鶴馬（元上南畑分）3472番1の13 種類 居宅 構造 鉄筋コンクリート造1階建 床面積 2階部分 46.80 平方メートル</p> <p style="text-align: right;">以上登記簿による表示</p>		
間取り	3DK	バルコニー	有
駐車場の有無	無	総戸数	34戸（店舗1戸含）
公法上の規制	<p>市街化区域 南東側県道道路端から25メートル以内 近隣商業地域 建ぺい率 80% 容積率 200% 準防火地域 南東側県道道路端から25メートル超 第一種住居地域 建ぺい率 60% 容積率 200% 鶴瀬駅西口地区地区計画</p>		

売却区分番号	1608-1		
見積価額	¥2,060,000	公売保証金	¥300,000
	富士見都市計画事業鶴瀬駅西口土地区画整理事業施行地区内 埼玉県景観条例		
接道状況	仮換地 南東側 幅員約9.4メートル 舗装県道 ほぼ等高接面 西側 幅員約6.0メートル 舗装道路 ほぼ等高接面 当該西側道路は、建築基準法第42条第1項第2号に該当します。		
地盤・地勢	ほぼ平坦		
使用状況等	対象物件1及び2 対象物件3の敷地として使用されています。 対象物件3 昭和54年頃建築。 2階南西向きの住戸です。 現在空き家。 物件所有者の動産が残置されています。 エレベーターはありません。		
管理状況等	サンファイン鶴瀬管理組合（自主管理） 管理費 月額5,000円 修繕積立金 月額15,000円 未納管理費等 1,200,000円（令和5年10月31日現在） 未納管理費等は買受人に承継されます。 詳細は、サンファイン鶴瀬管理組合（電話090-3807-6712）にお問い合わせください。		
特記事項	1 仮換地の指定を受けています。 富士見都市計画事業鶴瀬駅西口土地区画整理事業 25街区 5画地 959平方メートル（対象物件1及び2） 使用収益開始日 平成10年12月25日 当該区画整理事業において清算金が発生する場合がありますが、この権利又は義務は買受人に承継されます。 詳細は、鶴瀬駅周辺地区整備事務所（電話049-252-2171）にお問い合わせください。 2 サンファイン鶴瀬管理規約によると、区分所有者は専有部分と敷地及び共用部分等の共有持分との分離処分が禁じられています。 3 対象物件1及び2は共有持分についての売却であり、公売により取得したとしても完全な支配権を得たものではないため、その使用等については他の共有者と協議して決めなければならず、対象物件を当然に使用収益できるとは限りません。		
一括換価について	対象物件は、国税徴収法第89条第3項の規定に基づき一括換価の方法により公売を行います。 なお、見積価額の内訳は以下のとおりです。 対象物件1及び2（土地） 1,740,000円 対象物件3（建物） 320,000円		

売却区分番号	1608-1		
見積価額	¥2,060,000	公売保証金	¥300,000
住居表示等	埼玉県富士見市大字鶴馬3472番地1 サンファイン鶴瀬206号室		
最寄駅等	東武鉄道 東上本線 鶴瀬駅 南方約0.4キロメートル		
その他事項	公売財産の売却決定は、最高価申込者に係る入札価額をもって行います。		
留意事項	<p>公売は現況有姿により行うものであるため、次の一般的事項を十分ご理解の上、公売へご参加ください。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 公売財産の面積等は公簿上によるものです。あらかじめその現況及び関係公簿等を確認してください。 2 公売財産の種類又は品質に関する不適合があっても、執行機関（国）は、担保責任等を負いません。 3 執行機関（国）は、公売財産の引渡しの義務を負わないため、使用者又は占有者に対して明渡しを求める場合や不動産内にある動産の処理などはすべて買受人の責任において行うことになります。 4 土地の境界については隣接地所有者と、接面道路（私道）の利用については道路所有者とそれぞれ協議してください。 5 土壌汚染やアスベストなどに関する専門的な調査は行っておりません。 		

売却区分番号

1608-1



売却区分番号

1608-1

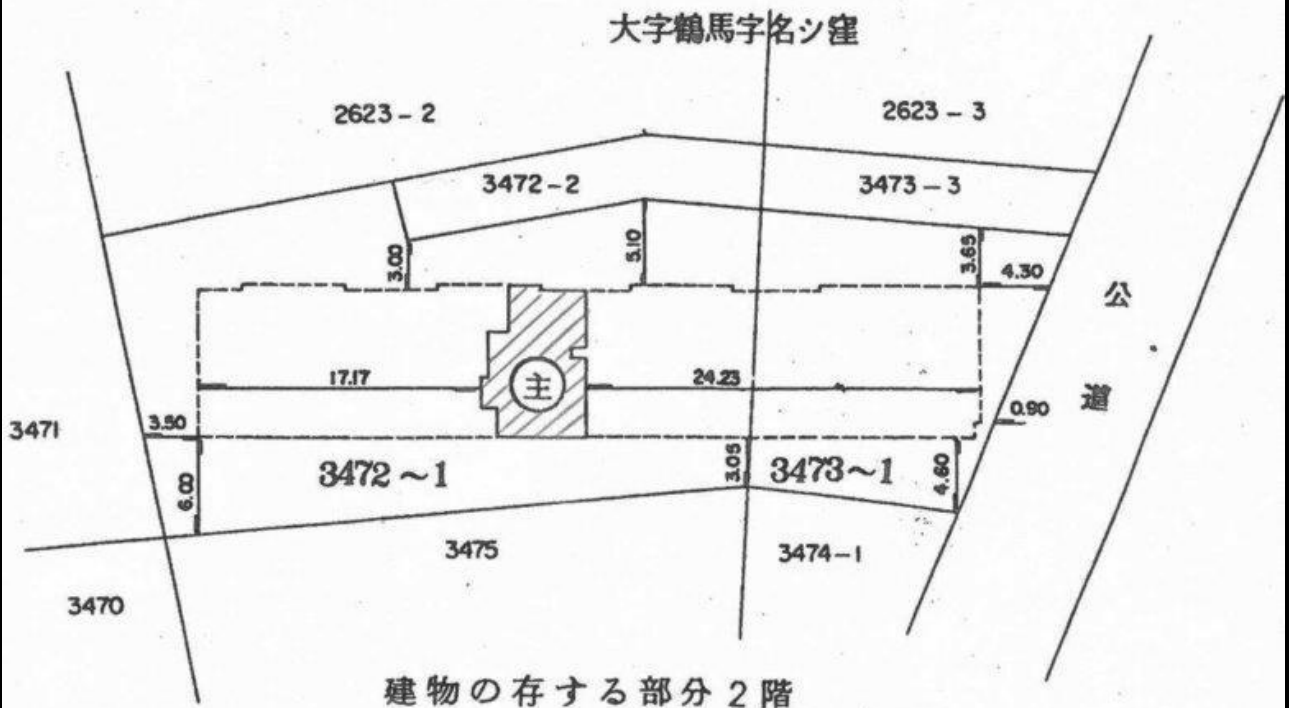
家屋番号

鶴馬3472-1-13

建物図面
~~各階平面図~~

建物の所在

富士見市大字鶴馬字下郷元上南畑分3472番地1, 3473番地1



売却区分番号

1608-1

